

## 博物館実習生受入要項

1 実習期間

令和8年7月17日（金）～8月13日（木）及び8月22日（土）、8月23日（日）のうち12日間  
（休館日を除く）

2 実習内容

- ・当館の教育普及活動を中心とした各種事業の運営に係る実践的な実習
- ・当館で設けた課題に基づく実習レポートの作成と発表

3 受入定員

30名（※定員になり次第、受付終了）

4 申込期間

令和8年2月3日（火）～4月21日（火）の平日9：00～17：00（休館日を除く）

5 申込方法

- （1）実習希望者は、本要項を熟読の上、上記申込期間内に当館へ直接来館または電話で申し込む。
- （2）実習希望者は、当館のホームページから「さいたま市青少年宇宙科学館 博物館実習希望者個票」（別紙1）および「博物館実習申込書」（別紙2）をダウンロードし、必要事項を記入する。
- （3）実習希望者は、上記の書類と110円切手を貼付した定型封筒2通（送付先を記入したもの）を、大学の博物館実習担当課へ提出する。
- （4）大学の博物館実習担当課は、書類一式を当館へ送付する。  
※令和8年5月8日（金）必着
- （5）当館は、館長面接の日時（令和8年5月下旬から6月上旬を予定）について各大学へ送付する。
- （6）実習希望者は、当館での館長面接に出席する。
- （7）当館は、受入を承諾した実習希望者の大学へ「博物館実習受入承諾書」等を送付（令和8年6月中旬までを予定）する。
- （8）各大学の博物館実習担当課は、「実習に関する書類（各大学所定の出席簿・評価票・その他）」を当館へ送付する。

6 事前打合せ

令和8年6月21日（日）11：00～17：00（予定）

※実習生は原則全員出席すること。

7 その他

- （1）実習日程は、実習生の意向に配慮し、当館が決定する。
- （2）学生の学部・学科・専攻および学年は問わない。
- （3）博物館実習に係る謝礼は必要ない。

**【留意事項】**

当館は博物館法第二条一項に規定されている「博物館」ではないため、当館における実習が「博物館に関する科目」の単位として認定するためには、博物館法施行規則第二条一項の規定に従い、「教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）」であることが条件となりますので、御留意願います。

問合せ及び関係書類等の送付先

さいたま市青少年宇宙科学館 事業係 博物館実習担当

〒330-0051 さいたま市浦和区駒場2-3-45

電話 048-881-1515